

令和3年6月25日

各県立学校長 様

保健体育課
高校教育課
特別支援教育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（依頼）

このことについて、別添（写）のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から依頼がありました。

このたび、沖縄県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和3年7月11日まで延長されるとともに、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について、緊急事態宣言が6月20日をもって終了することとなりました。

また、既にまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされていた埼玉県、千葉県及び神奈川県の間置期間が7月11日まで延長されるとともに、6月21日から7月11日までを期間として北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が新たに重点措置区域とされ、加えて、岐阜県及び三重県について、法に基づく「まん延防止等重点措置」が6月20日をもって終了することとなりました。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、お知らせします。

変更後の対処方針における学校等の取扱いに係る記載に変更はありません。

なお、抗原簡易キットを活用した軽症状者に対する積極的検査を実施するため、抗原簡易キットの活用の手引が作成されましたのでお知らせします。抗原検査簡易キット使用における三重県教育委員会の考え方については、後日、連絡いたします。

各校においては、引き続き、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うなど新型コロナウイルス感染症対策を強化願います。

記

<令和3年6月11日付け事務連絡との主な変更点>

- ・ 沖縄県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和3年7月11日まで延長
- ・ 既にまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされていた埼玉県、千葉県及び神奈川県の間置期間が7月11日まで延長されるとともに、6月21日から7月11日までを期間として北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福

岡県が新たに重点措置区域

- ・ 岐阜県及び三重県について、法に基づく「まん延防止等重点措置」が6月20日をもって終了
- ・ 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030617.pdf

(関連する記載の抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) サーベイランス・情報収集

- ② (略) 政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。(略)

【事務担当】

保健体育課 課長補佐兼班長 横山 勝規
TEL : 059-224-2973 FAX : 059-224-3023
高校教育課 課長補佐兼班長 西川 俊朗
TEL : 059-224-3002 FAX : 059-224-3023
特別支援教育課 課長補佐兼班長 加藤 謙司
TEL : 059-224-2961 FAX : 059-224-3023